

10 保育の調整基準

番号	条 件	調整基準 指数	
1	生活保護世帯	+10	
2	ひとり親世帯(同居親族がいない)または父母不存在	+20	
3	ひとり親世帯で同居親族がいるが保育にあたることができない場合	+10	
4	父母のどちらかが単身赴任である世帯	+3	
5	就労実績が1年以上の場合	+2	
6	申込児の産休明け、または産休明け予定の場合(4月1日入園希望者については申込締切日の翌日から3月までの復帰者を含む)	+5	
7	産休取得により、利用調整の対象となる保育施設・事業を一時退園し、産休明けに再入園の場合	+20	
8	保護者が申込児を自宅で保育している場合(産休・産休中は除く)	-6	
9	保護者が申込児を自宅外で保育している場合	-1	
10	就労内定者で1月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+3	
11	就労内定者で2月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+2	
12	就労内定者で3月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+1	
13	保護者が身体障害者手帳3級で、保育に著しく負担がかかる場合	+5	
14	保護者が身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳を所持している場合	+1	
15	同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員(申込児は除く)がいる場合	+2	
16	申込児が障害を有するために、通所施設に通所、または病院に通院し、保護者の就労が制限されている場合	+10	
17	入園希望月に申込児以外の子について産休中であり、その産休明けに続けて育児休業を取得する場合	-5	
18	同居の祖父母(65歳未満)その他親族等が申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合	-6	
19	申込児(転園申込児を含む)以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が在園中または同時申込み中の場合	+5	
20	申込児を保育室、保育ママ、認証保育所、ベビーシッター等の認可外保育施設に有償で預けていることを常態としている場合	0歳児クラス申込みの場合	+5
		上記以外の場合	+6
21	申込児を別居親族(保護者の就労先以外)に有償で預けていることを常態としている場合	+1	
22	申込児を幼稚園に在園させることを常態としている場合	+1	
23	特別な事情による転園(兄妹別園・遠距離・転勤・転職・転居・転入・延長申込に伴うなど)	+3	
24	父または母に加え同一世帯の祖父母も看護等が必要な状態となり、緊急保育を2か月を超えて利用している場合	+2	
25	認定こども園在園児で、認定区分が1号から2号に切り替わり、引き続き同じ認定こども園のみの利用を希望する場合	+20	
26	年齢上限がある区内の保育所等(利用調整の対象となる保育施設・事業に限る)の最終年齢クラスを卒園し、引き続き区内の保育所等の利用を申込み場合(卒園後の受け入れ先が確保されている場合を除く)	+20	
27	就労の証明・申告内容に対して、勤務実績または収入実績に整合性がない場合	-10	
28	兄弟姉妹が在園児または卒園児であって、当該児童に係る保育料または延長保育料のいずれかが保育の利用申込締切日現在、正当な理由なく3か月以上滞納されている場合	-20	
29	区外在住者(転入予定者を除く)で勤務地が区内の場合	-10	
30	区内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上勤務している保育士・保育教諭が、申込児の入園が決まらないことにより、産休または産休から復帰できず、区内の保育施設等の運営に深刻な影響がある場合(4月1日入園の二次選考のみ適用)	+2	

◎調整基準については、世帯単位での適用ではなく、申込児ごとへの適用になります。＜調整基準表網かけ項目(番号7～9、20～23、25、26)を適用する場合に限る＞

備考

- (1) 番号2、3、18は、住民票が分離されていても町丁目番号まで同一の場合は同居とみなす。
- (2) 番号4は、会社命令によるものとし、勤務証明書に始期と終期の記載が必要となる。勤務証明書に記載があっても該当しない場合があり、自営業や出張、自己都合の場合は該当しない。
- (3) 番号5は、利用基準指数の類型が「居宅外労働」と「居宅内労働」の場合にのみ適用する。
- (4) 番号6は、「育児・介護休業法」に基づく産休を取得可能な産休中の方、または「育児・介護休業法」に基づく産休を取得中の方のみ適用する。
- (5) 番号6は、申込児以外の産休・産休には適用しない。
- (6) 番号6と7は、重複適用しない。
- (7) 番号7は、産休開始日より前に、産休取得のため退園を届け出た場合に限る。
- (8) 番号7、19、23、26は、利用調整の対象となる保育施設・事業に限る。
- (9) 番号9は、保護者が申込児を自宅外の職場や施設等で保育している場合に適用する。
- (10) 番号13は、利用基準指数の類型・細目が「障害」で利用基準指数30を適用する場合に限る。
- (11) 番号13と14は、重複適用しない。
- (12) 番号16は、利用基準指数と合計した場合に50を超えるときは、その合計は50とする。
- (13) 番号17は、産休と育児休業の間に有給休暇等を取得することにより、実際に勤務に復帰しない場合にも適用する。
- (14) 番号17は、番号26が適用される場合、適用しない。
- (15) 番号20～22は申込締切日時点で産休または育児休業から復職していることを条件とする。ただし、兄弟姉妹(双生児以上の同時申込以外)の同時申込はこの限りではない。ベビーシッター等とは、在宅保育サービス業を生業とする者や事業者を指す。また、重複して該当する場合は、預けている時間が一番長い預け先の指数を当該申込児の調整基準指数とする。
- (16) 番号20～22の常態とは、就労などの理由で保護者が保育にあたることができない時間と同程度の時間、申込児を預けている場合を指す。
- (17) 番号20～23と25、26は重複適用しない。
- (18) 申込児を友人・知人に預けている場合は、番号21を準用する。
- (19) 番号25については、受託証明書が提出された場合に適用する。
- (20) 番号26は申込締切日時点で在園または卒園している場合に適用する。
- (21) 番号6、20～22、23に重複して該当する場合は、高位の指数をその児童の調整基準指数とする。
- (22) 番号30の保育施設等とは、6ページに記載された保育施設・事業を指す。
- (23) 番号30は、保護者が勤務している保育施設等から申請書が提出された場合に適用する。ただし、内定辞退者は除く。
- (24) 調整基準指数は、保護者からの申込に基づき必要な書類が提出された場合に適用する。
- (25) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く)は、本表による調整基準指数は適用しない。